

## 資 料

## 大井町地域公共交通運賃等協議会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この要綱は</u>、大井町地域公共交通運賃等協議会（以下「協議会」という）<u>において</u>、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に基づく運賃等の協議を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の<u>委員</u>は、次に掲げる者をもって組織する。<u>ただし、町職員については該当運賃に係る事務部局の出席のみを求めるものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国土交通省関東運輸局長又はその指名する者</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会議は、原則<u>非公開</u>とする。ただし、会議を<u>非公開</u>とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、<u>公開</u>で行うものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 大井町地域公共交通運賃等協議会（以下「協議会」という）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に基づく運賃等の協議を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、<u>前条の目的を、その目的を達成するため</u>、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の<u>構成員</u>は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国の関係行政機関</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(会長、副会長及び監事)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会議は、原則<u>公開</u>とする。ただし、会議を<u>公開</u>することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、<u>非公開</u>で行うものとする。</p>

とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 (略)

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、大井町企画財政課職員をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年1月〇〇日から施行する。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項については、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(事務局)

第7条 (略)

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、大井町企画財政課副課長及び大井町企画財政課職員をもって充てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年1月15日から施行する。